

公益信託 サントリー世界愛鳥基金 鳥類保護団体への活動助成部門

2021年度募集要項

1. 助成の目的

鳥類保護団体の鳥類保護活動に対して助成を行うことを通じて、地球環境保全に貢献することを目的とします。

2. 助成対象

助成金の支給対象となる団体は、自然環境の保全のため野生動植物の保護・繁殖に関する業務を行なうことを主たる目的とする法人または任意団体としますが、各都道府県の鳥類保護担当部署または環境省地方環境事務所等より推薦を受けることができる程度の活動を期待するものです。

3. 助成金の使途

助成金の使途は、原則として助成対象となる鳥類保護活動に直接必要な費用とします。活動団体の経常運営費(人件費、賃料等)は対象となりません。

4. 助成件数及び金額

10件程度の活動に対して、総額2,000万円(予定)の助成をします。

5. 応募方法

次の書類各1通を、当公益信託の代表受託者に提出して下さい。

- (1) 当公益信託所定の申請書
- (2) 申請者の概要の分かる資料(定款、規約、運営規則等を含む)
- (3) 直近2期の事業報告書と収支決算書
- (4) 今年度事業計画書と収支予算書
- (5) 応募活動の収支計画
- (6) 助成活動の途中経過報告書(2020年度助成先で、継続助成の希望先のみ)

※提出書類は全てA4版にて作成してください。

※申請書は、当基金のホームページからダウンロードのうえ、作成してください。

当基金ホームページアドレス <http://www.koueki-suntory-aityou.jp/>

※提出いただいた申請書等は、返却いたしません。

6. 選考基準

- (1) 申請事業の重要性、緊急性の高いものを優先します。
- (2) 申請団体の事業遂行能力の評価を加味します。
- (3) 申請団体の過去の実績も参考とします。

(4) 助成金の使用期間は原則として1年以内としますが、活動内容によっては、1年を超えるものも認めます。

※使用期間は、原則として2021年4月～2022年3月とします。

(5) 優れた活動に対しては、継続して助成を行なうことがあります。

ただし、その場合でも最長3年を原則とします。

7. 応募受付期間

2020年9月1日(火)～9月30日(水) 当日消印有効 (下記代表受託者宛)

8. 選考方法及び通知

当公益信託の運営委員会で選考のうえ採否を決定し、代表受託者より、2021年1月下旬頃に書面にて通知します。

9. 贈呈式・報告会の開催・助成金の交付

(1) 贈呈式・報告会を、2021年4月上旬(予定)に、東京都内にて開催します。

その際に、助成対象活動について5分程度の報告をして頂きます。

(2) 助成金は、贈呈式開催後、助成団体の銀行口座に振込みます。

なお、助成活動の実施が不可能になった場合又は、助成金の不正使用等があった場合は、助成金を返還して頂きます。(また、助成金に残余金が発生した場合には、残余金を返還して頂きます。)

10. 活動報告

助成対象の活動が終了次第、活動報告書、会計報告書(領収書(写)添付)を助成団体から代表受託者宛に提出して頂きます。

なお、様式については、任意といたしますが、A4版にて作成してください。

11. 参考

過去の助成先の活動実績等については、当基金のホームページをご覧ください。

当基金ホームページアドレス <http://www.koueki-suntory-aityou.jp/>

12. 応募書類提出先・問い合わせ先

〒105-8574 東京都港区芝3-33-1 三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託グループ サントリー世界愛鳥基金 申請口 TEL 03-5232-8910 (受付: 平日9時～17時) FAX 03-5232-8919
--

★2021年度募集の追加条件について（基本的に、3部門共通の追加条件です）

はじめに

皆様におかれては、日常生活に変化が生じている中で、継続して愛鳥活動に精励されていることと存じます。

さて、2020年4月に発令された緊急事態宣言の影響は大きく、当基金の助成事業につきましても、計画していた海外における現地調査等の中止、島嶼部における生態調査活動の中止、学会の延期・中止といった事態が生じており、円滑な事業運営に支障が出ているケースもございます。

こうした中、当基金と致しましては、愛鳥家の皆様を温かく見守りながら、継続的に支援していく所存です。

今般、2021年度募集のご案内にあたり、感染症対策も含めて事業活動をご検討頂くために、通常の募集条件を一部変更して、募集を開始させて頂きたいと存じます。

これは、主に、1年間の活動期間（2021年4月～2022年3月）内に、助成事業を円滑に実施して頂くために、申請者の方が、活動計画等の策定に関して、注意すべき事項を募集条件の一部としたものです。これらの事項は、募集要項と同様、応募に関する条件となりますので、申請書の作成にあたってもご注意ください。

注意事項および追加条件

1. 2021年度募集の申請書様式

2021年度募集のための、「申請書様式」を変更しています。

（前年度以前の申請書様式では受け付けできませんのでご注意ください）。

2. 2021年度（2021年4月～2022年3月）活動計画における注意事項

- (1) 長距離移動が必要な活動は、慎重に対処することを念頭に活動計画を策定すること。
- (2) イベント等の主催・参加は、慎重に対処することを念頭に活動計画を策定すること。
- (3) 上記(1)(2)も含めて、申請事業の実現可能性を審査するための資料として、申請者は、活動時における感染症対策の予防措置を1枚（A4サイズ）追加添付すること（各団体で工夫した三密対策の方法等）。なお、感染症予防対策に係る費用は、自己負担にてご対応願います（助成事業に含めることはできません）。
- (4) 水辺の大型鳥類保護部門は、生息環境整備に必要な事業に限定すること（イベント等は含みません）

◆（ご参考）感染予防に関しては、下記厚生労働省HP等をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html